

鹿川小学校いじめ防止等に係る基本方針

平成26年 3月 1日 策定

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

- ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。
- イ いじめは、どの子にもどの学校にもあり得る。だれもが被害者になり加害者になり得る。いじめは元来教師の目の届かないところで行われており、発見されにくい。いじめは集団の中で行われ、それを見てはやし立てる観衆や見て見ぬふりをしている傍観者もいじめを助長している加害者である。

(2) いじめの問題への指導方針

- ア いじめに対する基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開である。そのこ

とを踏まえて、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを教師自らが自覚し、それを言葉や毅然とした態度で示していく。

イ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、普段からクラス内の友だち同士がサポートし合える友好的な人間関係を築き、いじめを許容しない空間を学校全体につくることに努める。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめの未然防止については、加害者が加害行為をしなくてすむような教育プログラムを実施する。生徒指導の三機能と関連をもたせた道徳教育の実践を行い、普段からクラス内の友だち同士がサポートし合える友好的な人間関係を築く。いじめを許容しない空間を形成し、その中に身を置くことで、加害傾向の強い児童も、人間関係の在り方を学んでいくよう指導していく。

イ いじめの問題への早期発見は、児童の心と体のサインに早期に気づくことが大切である。そのためにカウンセリングマインドを生かした傾聴のスキルや児童の身体言語を読み取る技術を習得する研修を行い、児童との相談体制を充実させる。また、チェックリストも活用する。普段と様子が変わっていれば要注意であり、そういった情報を全職員で共有し、早期発見に努める。

ウ いじめの早期対応は、いじめが確認されたら、対策チームを結成し組織的な対応（事実確認、被害者やその保護者への支援、加害者への指導及びその保護者への助言）を迅速に行う。学校だけで解決できないような重大な事案が発生した場合は、教育委員会や警察等、専門機関と連携する。被害者には「絶対守る」という強い意志を伝えるとともに、学校カウンセラーと連携し心のケアにあたる。加害者には、その加害行為については厳しく戒めるが、その経緯等についてはしっかり話を聴き、その気持ちの部分には共感的理解を示す。そのことで心が開かれれば、そこに加害行為をとめるためのヒントがある。それを対策チームで話し合い、再発防止につなげていく。いじめから「被害者」も「加害者」も守るといった視点に立った、予防教育による早期介入を行う。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止対策委員会」を活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導體制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめ防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (8) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

いじめの中には、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合 等）
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対応や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員及び同窓会等との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

7 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。